

議第 1 号

新見市予約型乗合タクシー「哲多乗合タクシー」の本格運行について

現在、哲多地域の全域で実証運行を行っている予約型乗合タクシーを本格運行とすることに合意を求める。

詳細は、別紙資料3のとおり。

令和 7 年 9 月 25 日提出

新見市地域公共交通会議

会 長 橋 本 成 仁

議第 2 号

ふれあい送迎バスの路線廃止について（哲多地域）

ふれあい送迎バス「花木線」「荻尾本郷線」「松本線」「横谷線」「目金線」「長楽線」「田井原線」「大谷線」を廃止することに合意を求める。

（提案理由）

新見市予約型乗合タクシー「哲多乗合タクシー」の本格運行にともない、エリア内で休止していたふれあい送迎バスを廃止するもの。

なお、ふれあい送迎バスの廃止の時期は3月を予定している。

詳細は、別紙資料4のとおり。

令和 7 年 9 月 25 日提出

新見市地域公共交通会議

会 長 橋 本 成 仁

議第 3 号

新見市予約型乗合タクシー「新見南部乗合タクシー（仮称）」の
実証運行について

草間・土橋・足見・豊永佐伏・豊永宇山・唐松・長屋・井倉・法曾地域の全域、豊永赤馬地域（川筋を除く）の内、定めた目的地まで予約型乗合タクシーを週5日、運行することに合意を求める。

詳細は、別紙資料5のとおり。

また、本実証運行については、6か月程度運行を行った後、アンケート調査等の実施による見直しを図り、1年程度で本格運行に移行する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

新見市地域公共交通会議

会 長 橋 本 成 仁

議第 4 号

ふれあい送迎バスの路線休止について（新見南部地域）

ふれあい送迎バス「草間・土橋線」「足見線」「豊永佐伏線」「豊永宇山・赤馬線」を休止することに合意を求める。

（提案理由）

新見市予約型乗合タクシー「新見南部乗合タクシー（仮称）」の実証運行にともない、エリア内を運行するふれあい送迎バスを休止するもの。

なお、ふれあい送迎バスの休止の時期は11月を予定している。

詳細は、別紙資料6のとおり。

令和 7 年 9 月 25 日提出

新見市地域公共交通会議

会 長 橋 本 成 仁

議第 5 号

市街地循環バスの利便性向上に向けた路線、運行方法等の追加及び変更について

市街地循環バスの利便性向上に向け、以下のとおり路線、運行方法等の追加及び変更について承認を求める。

(1)路線の追加

- ①(起 点)新見市新見1025番地4先 (国道180号バイパス入口交差点)
(経由地)新見市下熊谷107番地3先 (県道32号・市道青地2号線交差点)
(終 点)新見市下熊谷59番地3先 (県道32号・市道青地2号線交差点)
- ②(起 点)新見市新見308番地5先 (国道180号市役所交差点)
(経由地)新見市金谷974番地1先 (県道8号金谷橋西詰交差点)
(終 点)新見市金谷640番地4先 (新見市社会福祉協議会駐車場)
- ③(起 点)新見市石蟹74番地1先 (国道180号石蟹駅前交差点)
(経由地)新見市正田1071番地1先 (市道長屋石蟹線上広瀬橋東詰交差点)
(終 点)新見市石蟹177番地4先 (新見市防災公園駐車場)

(2)運行方法の追加・変更

現行のルートは車両1台で運行しているが、このルートを2つのルート(「外周り」「内周り」)に分け、車両2台で運行する。

ア)「外周り」ルートの追加 ※現行のルートに③の路線を追加

【南進路線】横見～上市～向田～宗金～(高尾・西方地内)～一中前～中国新見～
新見駅～御茶屋橋～城山～思誠小学校前～中央病院前～中央図書館
～市役所～サンパーク新見～石蟹～広瀬～防災公園

【北進路線】防災公園～広瀬～石蟹～サンパーク新見～中央図書館～市役所～
中央病院前～裁判所前～城山～御茶屋橋～新見駅～JA前～一中前
～(高尾・西方地内)～宗金～向田～横見

イ)「内周り」ルートの追加 ※一部現行のルートに①及び②の路線を追加

【南進路線】宗金～(高尾・西方地内)～一中前～中国新見～新見駅～御茶屋橋～
宮地町～運動公園口～宮地町～城山～中央病院前～市役所～社協前
～市役所～サンパーク新見

【北進路線】サンパーク新見～市役所～社協前～市役所～中央病院前～裁判所前～城山～宮地町～運動公園口～宮地町～御茶屋橋～新見駅～JA前～一中前～(高尾・西方地内)～宗金

ウ)正田地内の市道長屋石蟹線における上広瀬橋～広瀬橋間は、フリー乗降区間とする。

(3)運行回数・時刻の変更

「外回り」・「内周り」ルートの運行回数及び運行時刻については、鉄道路線や他の路線バスとの連絡を勘案し、決定する。

(4)停留所の新設、位置変更、名称変更

路線の追加、運行方法の追加・変更に伴い、新見地内、下熊谷地内、金谷地内、石蟹地内、正田地内に計10停留所を新設し、西方地内の1停留所を位置変更・名称変更し、新見地内の1停留所を位置変更し、高尾地内、新見地内の計2停留所を名称変更する。

詳細は、別紙資料7のとおり。

令和 7 年 9 月25日 提出

新見市地域公共交通会議
会長 橋 本 成 仁